

## 参考事例

入札への参加を申し込む前に、配置を予定する現場代理人、主任技術者について、以下の例を参考に配置の可否を必ずご検討ください。

なお、記載の解決例は、〇〇工事及び××工事のいずれも入札を実施する前であれば該当しません。既に契約を締結し、「現場代理人等通知書」を提出している工事の現場代理人又は主任技術者を変更できるのは、「死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地への工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合等」に限られますので、ご注意願います。

 4,500 万円未満の工事

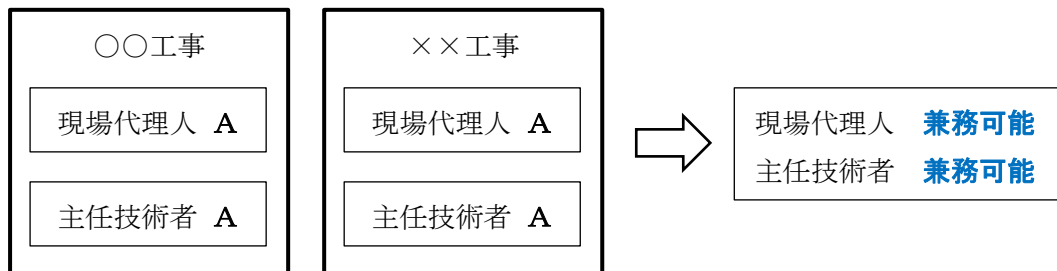
 4,500 万円以上の工事 ※専任の技術者が必要

条件① 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事である。

条件② 工事場所が 10 km である。

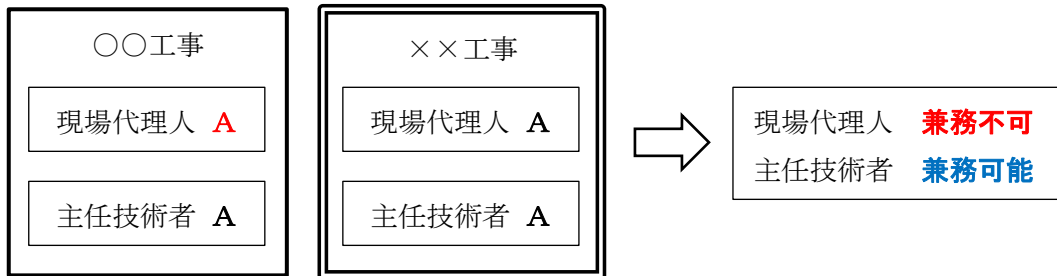
### < 2つの工事がいずれも 4,500 万円未満の場合 >

4,500 万円未満の工事については、主任技術者は専任を要しないので、〇〇工事の現場代理人、主任技術者 A は、××工事の兼務が可能です。ただし、現場代理人は公告等に兼務が可能である旨の記載がある場合に限りです。



<2つの工事のいずれかが4,500万円以上の場合>

(1) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれも満たしている場合。

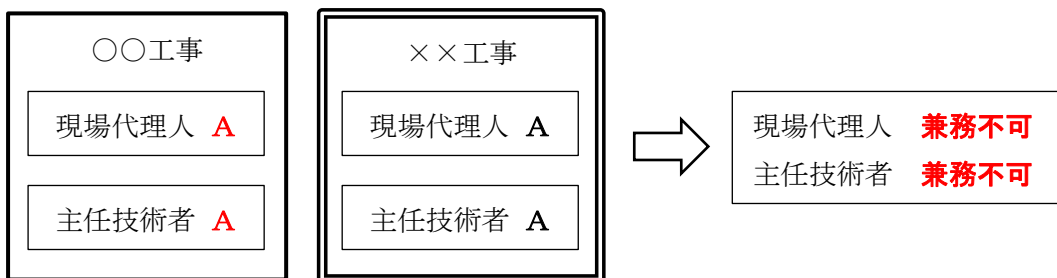


※ ○○工事と××工事の主任技術者は兼務が可能ですが、××工事の主任技術者は、専任でなければなりませんので、○○工事の現場代理人にはなることはできません。

[解決例]

- ① ○○工事の現場代理人を変更する。
- ② ××工事の主任技術者を変更する。

(2) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれか又は両方を満たしていない場合。



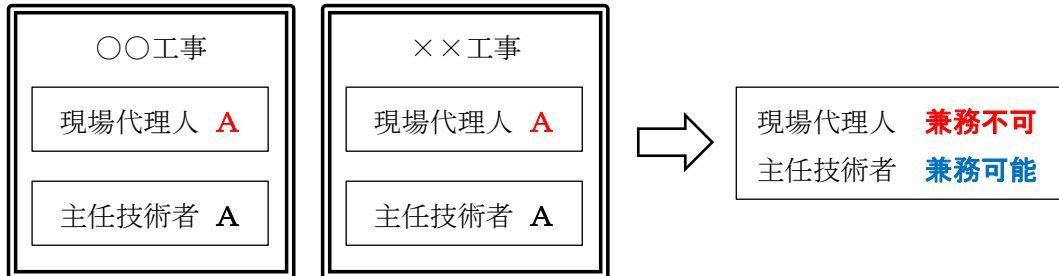
※ ○○工事と××工事は、主任技術者の兼務の条件(※2)を満たしていませんので、主任技術者の兼務はできません。また、××工事の主任技術者は、専任でなければなりませんので、○○工事の現場代理人になることはできません。

[解決例]

- ① ○○工事又は××工事の主任技術者と現場代理人を変更する。

## <2つの工事のいずれも 4,500 万円以上の場合>

(1) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれも満たしている場合。

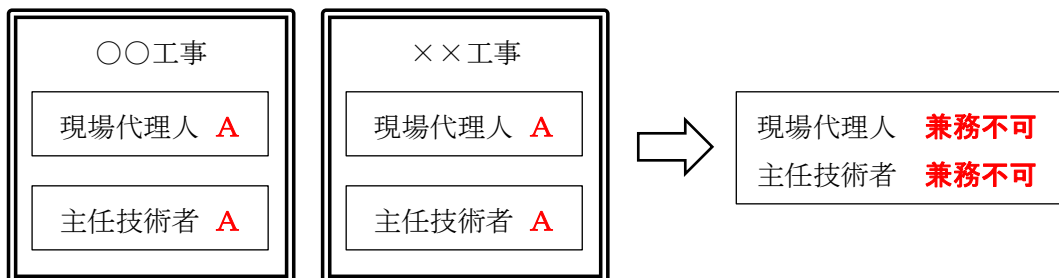


※ ○○工事と××工事の主任技術者は兼務が可能ですが、××工事の主任技術者は、専任でなければなりませんので、○○工事の現場代理人にはなることはできません。また、○○工事の主任技術者も同様です。

[解決例]

- ① ○○工事と××工事の現場代理人を変更する。
- ② ○○工事又は××工事のいずれかの現場代理人と主任技術者を変更する。

(2) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれか又は両方を満たしていない場合。



※ ○○工事と××工事は主任技術者の兼務の条件(※2)を満たしていませんので、主任技術者の兼務はできません。また、○○工事の主任技術者は、専任でなければなりませんので、××工事の現場代理人にはなることはできません。××工事の主任技術者も同様です。

[解決例]

- ① ○○工事又は××工事のいずれかの現場代理人と主任技術者を変更する。

※1 現場代理人の兼務の条件は、「現場代理人の常駐義務の緩和について」をご参照ください。

※2 主任技術者の兼務の条件は、「主任技術者の専任要件の緩和について」をご参照ください。